

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
総務部	総務部長	総務班 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	総務課長 人事課長 <u>ICT戦略課長</u> 職員研修所長 検査室長 人権・同和政策課長 人権センター所長 調達契約課長	(略)
(略)				
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班	健康福祉課長 (健康福祉課) (保護課) <u>(高齢福祉課)</u> <u>(介護保険課)</u> (障害福祉課)	(略)

		医療保健班 衛生班	健康づくり課長 (健康づくり課) (保健予防課) (保険年金課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	
(略)				
スポーツ・国体推進部	スポーツ・国体推進部長	スポーツ施設班	スポーツ課長 (スポーツ課) (国体推進課) (国体競技課)	(略)
(略)				
教育委員会	教育長	教育総務班 教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 <u>社会教育・文化財班</u> 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育課長 <u>社会教育・文化財課長</u> 教育支援課長	(略)
(略)				
備考 (略)				

改正前

別表第1（第5条及び第6条関係）

部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
総務部	総務部長	総務班 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	総務課長 人事課長 <u>IT推進課長</u> 職員研修所長 検査室長 人権・同和政策課長 人権センター所長 調達契約課長	(略)
(略)				
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班 医療保健班 衛生班	健康福祉課長 (健康福祉課) (保護課) <u>(介護・高齢福祉課)</u> (障害福祉課) 健康づくり課長 (健康づくり課) (保健予防課) (保険年金課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	(略)
(略)				
スポーツ	スポーツ	スポーツ施設班	スポーツ課長	(略)

ツ・国 体推進 部	ツ・国 体推進 部長		(スポーツ課) (国体推進課)	
(略)				
教育委 員会	教育長	教育総務班 教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 <u>社会教育班</u> 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育 課長 <u>社会教育課長</u> 教育支援課長	(略)
(略)				
備考 (略)				

(四日市市公印規則の一部改正)

第2条 四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の電子計算機処理による印刷)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 電子印を使用しようとするときは、あらかじめ総務課長及び総務部 <u>I C T 戦略課長</u> (以下この条において「<u>I C T 戦略課長</u>」という。)の承認を受けるものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 <u>I C T 戦略課長</u>及び電子印を使用する主務課長は、電子印について不正使用のないよう努めるものとする。</p>	<p>(公印の電子計算機処理による印刷)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 電子印を使用しようとするときは、あらかじめ総務課長及び総務部 <u>I T 推進課長</u> (以下この条において「<u>I T 推進課長</u>」という。)の承認を受けるものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 <u>I T 推進課長</u>及び電子印を使用する主務課長は、電子印について不正使用のないよう努めるものとする。</p>

改正後							
別表（第4条関係）							
種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな形 （別 掲）	書体	使用区分	公印管守 課	個 数
(略)							
職 印	四日市市之印	方12	1の8	古印	<u>介護保険課及び 高齢福祉課</u> にお いて市名をもっ てする文書	<u>介護保険 課</u>	1
(略)							

改正前							
別表（第4条関係）							
種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな形 （別 掲）	書体	使用区分	公印管守 課	個 数
(略)							
職 印	四日市市之印	方12	1の8	古印	<u>介護・高齢福祉 課</u> において市名 をもってする文 書	<u>介護・高 齢福祉課</u>	1
(略)							

（四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の一部改正）

第3条 四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則（平成12年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(I C T戦略課長の職務)

第4条 電子計算機処理に係るデータの保護に関し、総務部 I C T戦略課長は、保護管理者を補佐し、保護管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(I T推進課長の職務)

第4条 電子計算機処理に係るデータの保護に関し、総務部 I T推進課長は、保護管理者を補佐し、保護管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(四日市市老人福祉法施行細則の一部改正)

第4条 四日市市老人福祉法施行細則(平成6年四日市市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

住 所
氏 名

措 置 開 始 通 知 書

老人福祉法第11条により措置を下記のとおり開始しますので通知します。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

被措置者氏名		男・女
生 年 月 日	年 月 日生（	歳）
住 所	四日市市	
措置開始年月日	年 月 日	
入 所 施 設 住所	
入 所 要 件	養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム	
費用徴収額 (月額)	本 人	円 月分日割額 円
	扶養義務者	円 月分日割額 円

備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

住 所

氏 名

措 置 変 更 通 知 書

下記のとおり措置を変更しますので通知します。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

氏 名		男・女
生 年 月 日	年 月 日生（	歳）
入 所 施 設		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

住 所

氏 名

措置廃止（休止）通知書

下記のとおり措置を廃止（休止）しますので通知します。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

氏 名		男・女
生 年 月 日	年 月 日	生（ 歳）
退 所 年 月 日	年 月 日	
退 所 施 設		
退 所 理 由	家庭復帰・長期入院・措置換え・死亡・その他	
	備考	

備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

入 所 依 頼 書

老人福祉法第11条の規定により、下記のとおり入所を依頼します。

被措置者氏名		男・女
生 年 月 日	年 月 日	生（ 歳）
住 所	四日市市	
入 所 希 望 日	年 月 日	
備 考		

なお、受諾（不承諾）については、別添「入所受諾（不承諾）書」によりご回答ください。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

入 所 解 除 通 知 書

年 月 日付け 号により入所依頼しました者に係る入所を解除
しますので通知します。

氏 名		男・女
生 年 月 日	年 月 日生（	歳）
解 除 年 月 日	年 月 日	
解 除 理 由	在宅・長期入院・措置換え・死亡・その他	
	備考	

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

葬 祭 依 頼 書

貴施設に入所中死亡した下記の者について、老人福祉法第11条第2項の規定により葬祭の実施をしていただくよう依頼します。

なお、受諾（不承諾）の場合は、別添「葬祭受諾（不承諾）書」によりご回答下さい。

記

氏 名		男・女
生 年 月 日	年 月 日生（	歳）
住 所	四日市市	
備 考		